

平成29年7月11日

監査委員決定

住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の証拠の提出及び陳述の機会の付与に関し、その円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 証拠の提出

請求人は、監査委員が指示する期日まで、証拠を提出することができる。

第3 陳述書の提出

監査委員は、請求人及び聴取が必要であると認める知事その他の執行機関等（以下「関係機関」という。）に対し、監査委員が指示する期日までに、陳述書の提出を求めることができる。

第4 請求人等及び関係機関の職員の陳述

- 1 陳述は、請求人及び請求人が指定した代理人（以下、両者をあわせて「請求人等」という。）が行うことができる。
- 2 監査委員は、関係機関の職員に陳述を行わせることができる。
- 3 陳述は、監査委員の半数以上の出席により行うものとする。
- 4 請求人等及び関係機関の職員（以下「陳述者」という。）は、監査委員又は監査事務局職員の指示に従って陳述を行わなければならない。

第5 陳述者の人数

- 1 陳述者の人数は、請求人等については2名以内、関係機関の職員については、局及び庁ごとにそれぞれ2名以内とし、監査委員が指示する期日までに陳述者を決定し申し出るものとする。
- 2 請求人等又は関係機関から、監査委員が指示する期日までに、陳述者の人数の増員の申出があり、監査委員が認めるときは、監査委員が認める範囲内で、陳述者の人数を増やすことができる。

第6 陳述時間

- 1 陳述時間は、請求人等については概ね20分以内、関係機関の職員については局及び庁ごとにそれぞれ概ね20分以内とする。
- 2 請求人等又は関係機関から、監査委員が指示する期日までに、陳述時間の延長の申出があり、監査委員が認めるときは、監査委員が認める範囲内で、陳述時間を延長することができる。

第7 陳述日

請求人等及び関係機関の職員の陳述は、監査委員が必要と認める場合を除き、同一期日に行うものとする。

第8 陳述の中止

監査委員は、陳述者が監査委員又は監査事務局職員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、陳述を中止することができる。

第9 陳述の立会い

- 1 監査委員は、請求人等が陳述を行うときは関係機関の職員に、関係機関の職員が陳述を行うときは請求人等に、陳述に立ち会う機会を与えるものとする。
- 2 陳述に立ち会う請求人等又は関係機関の職員（以下「立会人」という。）は、監査委員又は監査事務局職員の指示に従わなければならない。

第10 立会いの制限

監査委員は、第9の1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、立会人に対し、立会いを制限し、又は立会いを認めず、若しくは陳述会場からの退場を命じることができる。

- (1) 立会人が監査委員又は監査事務局職員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であるとき。
- (2) 請求人等の立会いを認めることにより都の行政運営上支障が生じる等の事情があるとき。

第11 陳述に対する意見表明の機会の付与

監査委員は、請求人等に対し、関係機関の職員が行った陳述に対する意見を述べる機会を与えることができる。

第12 陳述の公開

監査委員は、請求人等が監査委員が指定する期日までに非公開の申出を行った場合を除き、監査委員が別に定めるところに従い、陳述の傍聴を認めることができる。

第13 撮影等の制限

陳述会場内における撮影及び録音は、監査委員の事前許可を得なければすることができない。

第14 その他

この要綱に定めのない事項及びこの要綱の定めによりがたい場合については、監査委員の合議により別途決定することができる。

附 則

この要綱は、平成29年7月11日から施行する。